

# 牧之原市国民保護計画

令和8年4月

牧 之 原 市

# 目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	5
2	関係機関等の連絡先	9
3	国民の保護に関する仕組み	9
第4章	市の地理的、社会的特徴	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態	12
2	緊急処理事態	16
第2編	平素からの備えや予防	18
第1章	組織・体制の整備等	18
第1	市における組織・体制の整備	18
1	平素の業務	18
2	職員の参集基準等	18
3	消防機関の体制	19
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2	関係機関との連携体制の整備	21
1	連携体制の整備に当たっての基本的考え方	21
2	県との連携等	21
3	近隣市町との連携等	21
4	指定公共機関等との連携等	22
5	自主防災組織に対する支援	22
6	ボランティア団体等に対する支援	22
第3	通信の確保	23
第4	情報収集・提供等の体制整備	25
1	基本的考え方	25
2	警報等の伝達に必要な準備	25
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	26

4	安否情報システムの利用	27
5	被災情報の収集・報告に必要な準備	27
<b>第5章</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>28</b>
1	研修	28
2	訓練	28
<b>第2章</b>	<b>避難及び救援に関する平素からの備え</b>	<b>30</b>
1	避難に関する基本的事項	30
2	避難実施要領のパターンの作成	31
3	救援に関する基本的事項	31
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5	避難施設の指定への協力	32
6	生活関連等施設の把握等	32
<b>第3章</b>	<b>物資及び資機材の備蓄、整備</b>	<b>34</b>
1	国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備	34
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検	34
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>35</b>
1	国民保護措置に関する啓発	35
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>36</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>36</b>
1	初動連絡体制の確立及び初動措置	36
2	市対策本部に移行する場合の調整	37
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	37
<b>第2章</b>	<b>市対策本部の設置等</b>	<b>38</b>
1	市対策本部の設置	38
2	現地調整所	40
3	通信の確保	41
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>42</b>
1	国・県の対策本部等との連携	42
2	知事、指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長等への措置要請等	42
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	43
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	43
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44
6	市の行う応援等	44
7	自主防災組織に対する支援	44
8	ボランティア活動への支援等	44
9	住民への協力要請	45

第4章	警報及び避難の指示等	46
第1	警報の伝達等	46
1	警報の内容の伝達	46
2	警報の内容の伝達方法	46
3	関係機関への警報の流れ	47
4	緊急通報の伝達及び通知	48
第2	避難住民の誘導等	49
1	避難の指示の通知・伝達	49
2	避難実施要領の策定	50
3	避難住民の誘導	53
4	避難先区域の指定を受けた場合の対応	57
第5章	救援	58
1	救援の実施	58
2	関係機関との連携	58
3	救援の内容	59
4	救援の際の物資の売渡し要請等	61
第6章	安否情報の収集・提供	64
1	安否情報の収集	64
2	県に対する報告	64
3	安否情報の照会に対する回答	64
4	日本赤十字社に対する協力	65
5	安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	66
第7章	武力攻撃災害への対処	67
第1	生活関連等施設の安全確保等	67
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	67
2	武力攻撃災害の兆候の通報	67
3	生活関連等施設の安全確保	67
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	68
第2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	69
1	武力攻撃原子力災害への対処	69
2	NBC攻撃による災害への対処	71
第3	応急措置等	74
1	退避の指示	74
2	警戒区域の設定	75
3	応急公用負担等	76
4	消防等に関する措置等	76
第8章	被災情報の収集及び報告	79
第9章	保健衛生の確保その他の措置	80
1	保健衛生の確保	80

2	廃棄物の処理	8 1
<b>第 10 章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>8 2</b>
1	生活関連物資等の価格安定	8 2
2	避難住民等の生活安定等	8 2
3	生活基盤等の確保	8 2
<b>第 11 章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>8 3</b>
1	法で規定される特殊標章等	8 3
2	特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発	8 4
<b>第 4 編</b>	<b>復旧等</b>	<b>8 5</b>
<b>第 1 章</b>	<b>応急の復旧</b>	<b>8 5</b>
1	基本的考え方	8 5
2	公共的施設の応急の復旧	8 5
<b>第 2 章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	<b>8 6</b>
1	基本的考え方	8 6
<b>第 3 章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>8 7</b>
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	8 7
2	損失補償、損害補償	8 7
3	県の総合調整及び指示に係る損失の補てん	8 7
<b>第 5 編</b>	<b>緊急対処事態への対処</b>	<b>8 8</b>
1	緊急対処事態	8 8
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	8 8